

広島県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林に指定したが、森林所有者が知れないため、同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を尾道市役所の掲示場に掲示した。

平成二十五年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所及び登記簿上の所有者

所 在 場 所	登記上の所有者の氏名
尾道市因島三庄町字峠二七四の二	得能 世一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について